

## 2015人事院勧告等に対する日高教声明

人事院は、8月6日、国会と内閣に対し、国家公務員給与に関して、月例給平均0.4%、一時金0.10月を引き上げる本年の給与改定に関する勧告を行った。月例給及び一時金の2年連続の引き上げ改定は、およそ四半世紀ぶりとなる。加えて、初任給を引き上げるなど若年層の改善を行ったことは、人材確保の観点からも評価ができ、民間給与の実態を反映した引き上げ勧告となった。しかし、一時金について、勤勉手当にすべてを配分したことは、育児休業者や非常勤職員などに対する配慮といったの社会的要請に対し課題を残すこととなった。

現在、給与制度の総合的見直しが進められ、多くの職員において現給保障が行われている。そのようななか、今次勧告は、幅広い年齢層を対象とした俸給表引き上げにより、現給保障解消後の給与水準引き上げとその廃止時の影響緩和を考慮し、加えて退職手当にも反映されることから、高齢層職員に対して配慮したものとなった。一方で、制度上、原資の多くを地域手当の遡及改定分に充てることになった。これにより、更なる地域間格差の拡大や地方における優秀な人材確保に問題を生じさせることなどが懸念される。地方創生を推進する観点からも、引き続き、これらの課題について関係者との交渉・協議、合意に基づいて検討することを強く要請する。

また、再任用については、職員の希望に沿ったフルタイム勤務の重視を明確にしたが、それを保障する具体的な提案がなされなかった。人事院は、自らの責任を自覚し、平成23年の意見の申出に基づく段階的な定年延長を含め、希望者全員が確実に再任用される制度運用がなされるよう、高齢層が安心して働くことができる雇用制度の構築を早急に政府等に対して求めるべきである。

われわれ日高教は、公務労協に結集するなか、2015年勧告の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。具体的には、①2015年の給与改定勧告における月例給与及び一時金の引き上げ勧告等、②再任用職員の給与制度の改善及び段階的定年延長の実現、③賃金以外の労働諸条件(超過勤務の縮減、フレックスタイム制度等の見直しなど)の改善、④非常勤職員等の処遇・労働条件の改善などを重点要求課題に設定し、交渉や中央行動などに取り組んできた。

教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等においては、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。具体的には、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、時間外勤務の縮減や人事評価の公正・公平な運用などを求めていく。特に、文部科学省の勤務実態調査及びOECD「国際教員指導環境調査(TALIS)」の結果を踏まえた教職員の長時間勤務の解消と職務・職責に相応しい給与水準を確保するよう強く求める。

日高教は、高校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、地域間格差の是正及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2015年8月10日

日本高等学校教職員組合